

寒川町手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付(追記欄の余白がなくなつたときの再交付、町又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等又は誤交付に係る再交付、個人番号又は住民票コードの変更による返納後の再交付及び国外転出による返納後の再交付を除く。)</u> 1枚につき800円</p> <p>(5)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この号から第29号まで及び第33号にお</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4)～(19) (略)</p> <p><u>(20) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この号から第28号まで及び第32号にお</p>

いて同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円

(イ)・(ウ) (略)

カ (略)

(22) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 第19号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(23) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 第20号アからシまでに掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤、地中タンクに係る屋外特定タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンクの本体及び地盤の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合には、第20号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(24) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 第21号アからカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

いて同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円

(イ)・(ウ) (略)

カ (略)

(21) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 第18号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(22) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 第19号アからシまでに掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤、地中タンクに係る屋外特定タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンクの本体及び地盤の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合には、第19号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(23) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 第20号アからカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(25) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査 第19号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(26) 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査

ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、第20号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

イ その他の貯蔵所にあつては、第20号ア及びキからシまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(27) 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査 第21号アからカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(28) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 第19号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(29) 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査

ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、第20号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

イ その他の貯蔵所にあつては、第20号ア及びキからシまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(30) 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 第21号アか

(24) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査 第18号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(25) 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査

ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、第19号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

イ その他の貯蔵所にあつては、第19号ア及びキからシまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(26) 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査 第20号アからカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(27) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 第18号アからオまでに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(28) 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査

ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、第19号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

イ その他の貯蔵所にあつては、第19号ア及びキからシまでに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(29) 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査 第20号アか

らカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(31)～(34) (略)

2 (略)

～略～

らカまでに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

(30)～(33) (略)

2 (略)

～略～

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。